第 4 章　関係地域

第 4 章　関係地域

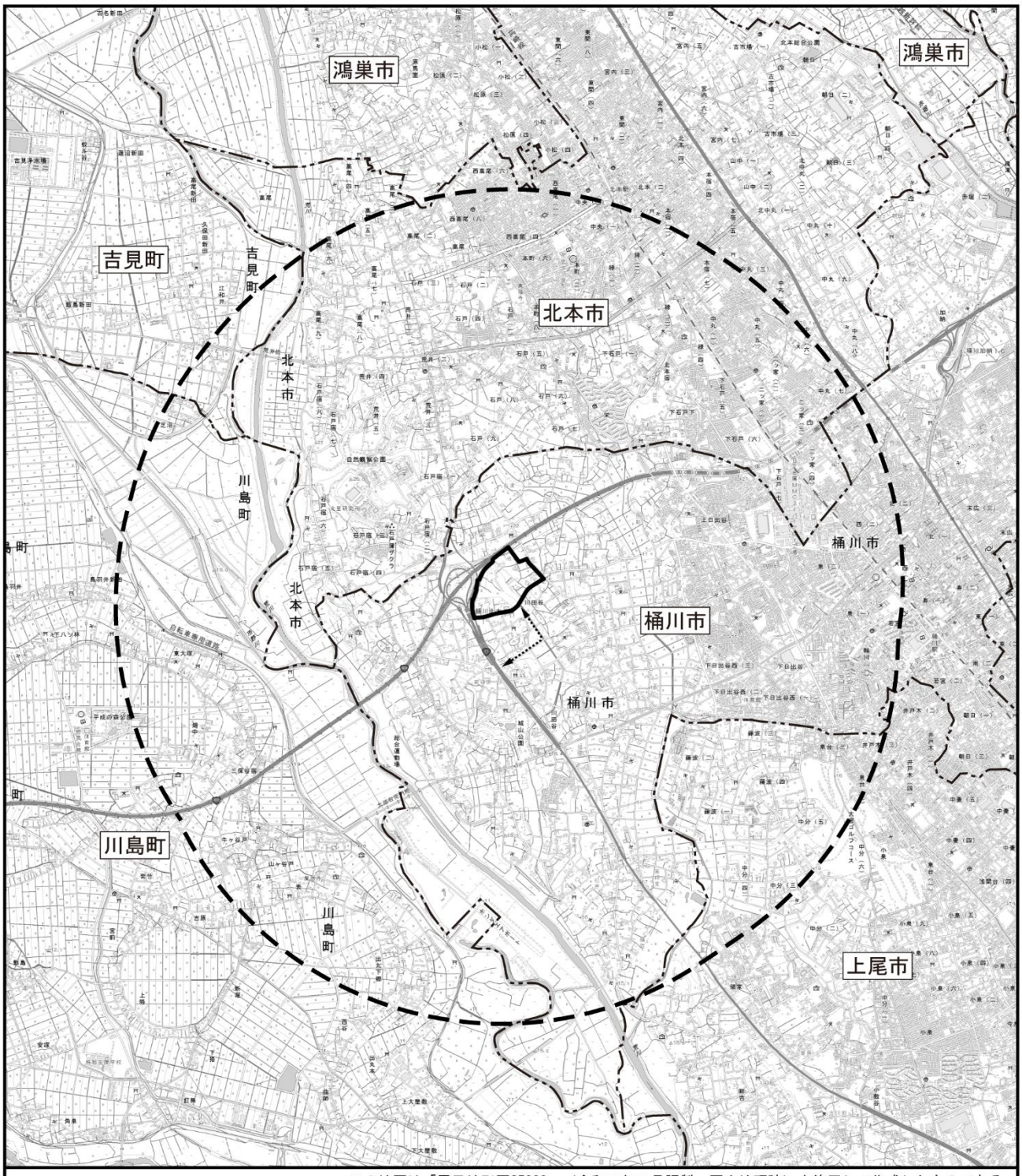
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4-1 に示すとおりであり、以下の 4 市 2 町の一部が含まれる。

・桶川市
・鴻巣市
・上尾市
・北本市
・川島町
・吉見町



この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界
- 環境に影響を及ぼす地域
 （計画地及びアクセス道路の境界から 3km）

図 4-1　環境に影響を及ぼす地域

1：50，000
0　500　1000　1500m

N